



28 逗 個 情 運 発 第 3 号
2016 年（平成 28 年）2 月 9 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫



避難行動要支援者支援事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供
及び本人通知の省略について（答申）

2016 年（平成 28 年）1 月 15 日付け、諮問第 2 号「避難行動要支援者支援事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について」に係る逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項ただし書、第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づく個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

記

事業の運用に際し、対象者や各関係機関に対し個人情報保護制度の周知徹底を図るとともに、情報の収集・提供にあたっては、当該制度に十分配慮した対応をされたい。

また、避難行動要支援者名簿は最新の情報を整備し、更新情報について、できる限り各関係機関と共有できるよう努められたい。

以上